費用の合計額の同条第二項に規定する収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの、売上高成長率が百分の百二十五を超えるもの又は第九条第一項第一号ハに該当するもの

ハ　設立の日以後の期間が二年以上三年未満の会社であって、前事業年度において試験研究費その他中小企業等経営強化法施行令第三条第一項に規定する費用の合計額の同条第二項に規定する収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は売上高成長率が百分の百二十五を超えるもの

ニ　設立の日以後の期間が三年以上五年未満の会社であって、前事業年度において試験研究費その他中小企業等経営強化法施行令第三条第一項に規定する費用の合計額の同条第二項に規定する収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの

2　前項の確認の申請は、前条第一項の確認の申請と同時に行わなければならない。この場合において、次の各号に掲げるものごとに当該各号に定める書類を前条第二項の申請書に添付するものとする。

一　［略］

イ　［略］

ロ　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百四十八条第一項に規定する届出書の写し

二　前項第二号及び第三号に該当するものであることを証するもの

イ　［略］

ロ　設立後の各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書

ハ　［略］

ニ　税理士が署名した申請日の属する事業年度の直前事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）に添付された法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十四条第二項に規定する別表一の写し及び同令第三十五条第四号に掲げる事業等の概況に関する書類の写し

3　［略］

（特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認）

第十二条　［略］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　当該特定新規中小企業者（第十条第一項の確認を受けていないもの及び同項の確認を受けた後にその主たる事務所を他の都道府県に移転したものに限る。以下この号において同じ。）が法第六条に規定する要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類

［削る］

イ　登記事項証明書

ロ　基準日（第一項に規定する株式の払込みの期日（払込みの期間を定めた場合にあっては、出資の履行をした日）又は当該株式が当該特定新規中小企業者の設立に際して発行された場合は、その成立の日をいう。以下この条において同じ。）の属する事業年度の直前事業年度（以下この条において「基準事業年度」という。）に係る貸借対照表及び損益計算書（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

条第二項に規定する別表一（一）の写し及び同令第三十五条第四号に掲げる事業等の概況に関する書類の写し

3　［略］

（特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認）

第十二条　法第七条の規定による確認を受けようとする法第六条に規定する特定新規中小企業者は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと（第十条第一項の確認を受けた特定新規中小企業者が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあっては、個人及び当該期日又は当該期間ごと）に、様式第六による申請書一通を都道府県知事に提出するものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　当該特定新規中小企業者（第十条第一項の確認を受けていないもの及び同項の確認を受けた後にその主たる事務所を他の都道府県に移転したものに限る。以下この号において同じ。）が法第六条に規定する要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類

イ　定款

ロ　登記事項証明書

ハ　基準日（第一項に規定する株式の払込みの期日（払込みの期間を定めた場合にあっては、出資の履行をした日）又は当該株式が当該特定新規中小企業者の設立に際して発行された場合は、その成立の日をいう。以下この条において同じ。）の属する事業年度の直前事業年度（以下この条において「基準事業年度」という。）に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）